

第3回 鎌ヶ谷市企業誘致支援制度検討委員会〈議事録〉

■ 日 時：平成28年12月15日（木）15：00～16：15

■ 場 所：鎌ヶ谷市役所 6階 第1・2委員会室

■ 出席者（敬称略）

・委員 高野 泰匡

・委員 三浦 理

・委員 関 浩

・委員 川上 輝

[事務局]

・市民生活部商工振興課 葛山順一課長、戸邊恵美子課長補佐、
星野峻甫主任主事、戸井田和夫（再任用）

■ 会議概要

（1）前回までの会議のとりまとめについて

資料「第1回・第2回鎌ヶ谷市企業誘致支援制度検討委員会のまとめ」を
基に、過去の検討委員会が出された意見に対する鎌ヶ谷市としての考え方を
報告した後、再度支援制度に対する意見等をいただいた。

○「1. 支援制度に関すること」として、No. 1-4、1-6、1-7につ
いて意見が述べられた。内容は以下のとおり。

1. 支援制度に関することNo. 1-4について

(A委員) 現在、他部署で新鎌ヶ谷地区の土地利用計画が検討されているよう
だが、その計画に則した企業誘致支援策ができた際には、本委員会で検討
している支援策を企業誘致支援策の中に盛り込んでいくのか。

(事務局) 新鎌ヶ谷地区については、誘導エリアとしては残すものの奨励措置
の対象からは除くこととしているため、他部署で検討中の土地利用計画が
策定された際に、改めて検討されるものと思われる。

(B委員) 制度としてどういった形をとるかは、行政判断に委ねられると思う
が、ほかのところでは条例の中で、特定の地区だけをピックアップして特
別な支援内容を定めているようなものもある。とにかく策定された支援策

を利用する人がわかりやすいように作っていただければ良い。

1. 支援制度に関することN o. 1-6について

(B委員) N o. 1-6の娯楽業の部分について、娯楽業となるとパチンコなどがすぐ思い浮かぶが、いわゆる文化的な施設などを含めて広くエンターテイメント要素のある、新鎌ヶ谷地区に相応しい娯楽施設を考えているということではよろしいのか。

(事務局) そういった視点も含めて、新鎌ヶ谷地区の検討会議の中で検討されるものと思う。

1. 支援制度に関することN o. 1-7について

(C委員) N o. 1-7で本社は誘致対象になるものと回答しているが、対象業種に縛られないということか。

(事務局) あくまでも対象業種の中で本社ということであれば、なお積極的に誘致していきたいということである。

○「2. 支援制度の運用に関すること」として、N o. 2-1について意見が述べられた。内容は以下のとおり。

(B委員) 梨以外の農産物というのは具体的にどのようなものか。野菜をカットするだけでも加工にあたるので、小規模のものも対象になると思うが、どこまでの加工内容を工場として判断するのか。

地方では、農協の婦人会等でジャムを作る作業場などを設けているところがある。この作業場も一つの加工工場になる。

加工工場は加工工場で、誘致対象としたい規模に合わせて常用雇用者数、設備投資額などを設定する方法もある。

(D委員) 商工会では、梨を使った商品開発を行っているが、梨の加工については、市外に出している。本来であれば市内に加工できる施設があれば、経済も市内で回るので、そういった施設に使えるよう配慮してほしい。

(A委員) 加工対象を100パーセント市内のものに限定してしまうと、なかなか経営も難しく、企業進出も難しいと思われる。市外の農産物を鎌ヶ谷市で加工の請負をすることも、加工工場の経営を考える上で必要になると

思われるので、細かな制度設計の際には考慮した方が良いと思う。

(2) 支援制度制定に係る今後のスケジュールについて

事務局より、今後の企業誘致支援制度策定までの予定を説明した。

(事務局スケジュール案)

- ・検討委員会でいただいた意見等については、今後開催される庁内の政策調整会議および政策会議に付議した後、最終(案)として市長決裁を得る予定である。
- ・平成29年度には、広く市民からの意見を頂戴するため、パブリックコメントを実施する。このパブリックコメントで出された意見等を基に、改めて庁内調整のための政策調整会議及び政策会議に付議する。
- ・その後、誘致条例(案)に対する最終的な市長決裁を経て、議会に上程する。
- ・また、誘致条例(案)と同時に策定する、同条例の施行規則の中で、支援制度の運用に関する様々な意見について、具体化を図っていきたい。
- ・委員の皆様には、今後の企業誘致支援制度策定の進捗に合わせて、定期的に報告させていただきたいと考えている。

以下、委員からの意見

(B委員) これまでの検討委員会の意見を基に、条例文や規則文が作成されていくということか。

(事務局) そのとおりである。

(B委員) 条例の制定時期としては、平成29年度中と考えてよいのか。

(事務局) パブリックコメントなどの事務を進める中で、大きな変更等が無ければ、平成29年度中の制定も可能ではないかと考えている。

(B委員) これまでの会議では、支援制度に対する意見を集約したものしか見ていないので、実際の条例がどのような形になったのかを会議に参加した

身としては、確認したい。条例（案）ができた際は、各委員に事前に報告
いただきたい。

(事務局) そのように考えている。

(3) その他

鎌ヶ谷市における企業誘致策に関するトピックスとして、北千葉道路（国
道464号）の今後の整備動向について、資料（新聞記事）に基づき事務局
より説明がなされた。

(4) 閉会

(B委員) 3カ月の短い期間ではありますが、鎌ヶ谷市の産業振興、これから
の企業誘致というところで多くの意見をいただいた。

条例化に向けて、これから複雑な行政手続きがあり、正式な形として出
来上がるには、しばらくかかることになるが、企業誘致の支援制度だけ
ではなく、会議中にも話のあった空き店舗の活用や中小企業融資制度、ある
いは、県や民間の支援制度を複合的に利用して、鎌ヶ谷市の中でビジネス
が一つでも多く花咲くようになっていけば良いと思います。

委員長の任を終え、事務局に進行を返す。

(事務局) 議事の進行ありがとうございました。

本検討委員会でいただいた意見を基に、これから条例制定に向けて今後尽
力させていただきます。

最終的な条例案等が出来ましたら、報告させていただきたいと思いま
す。その際はまた、お知恵をいただくこともあるかもしれませんので、今後とも
何卒よろしくお願いいたします。

各委員の皆様、有難うございました。

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成29年 1月18日

署名人 川上 輝 _____

署名人 関 浩 _____